令和8年度 新規事業

介護施設・事業所の運営法人とケアマネジャーの皆さまへ

青森県介護支援専門員研修受講支援事業費補助金

ケアマネジャー法定研修の受講料を補助します

受講料を負担した**介護施設・事業所の運営法人**に、
県が補助金を交付します

研修受講者
1人あたり
最大1万円
（負担額の2分の1）

県では、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び主任介護支援専門員の確保と定着を図るため、資格の取得・更新に必要な法定研修の受講料を負担した介護施設・事業所の運営法人に対し、その経費の一部を補助します。

受講済みの研修も対象

令和8年4月にさかのぼって適用します。すでに受講した研修も申請できます。

立替払いも対象

研修受講者本人が支払った受講料も、介護施設・事業所の運営法人が本人に支払えば対象になります。

主任ケアマネの研修も対象

実務研修・更新研修に加え、主任介護支援専門員研修と主任更新研修も対象です。

補助のしくみ

研修受講者（ケアマネジャー）
① 受講料を負担
介護施設・事業所の運営法人
② 申請・報告
③ 補助金を交付
青森県

介護施設・事業所の運営法人の皆さまへ

- 職員の法定研修の受講料を負担した場合、負担額の2分の1（1人あたり最大1万円）を補助します。
- 複数の職員の分をまとめて申請できます。
- ケアマネジャーの確保・定着に、ぜひご活用ください。

ケアマネジャー（研修受講者）の皆さまへ

- 補助金は、受講料を負担した勤務先の運営法人に交付されます。研修受講者個人では申請できません。
- 研修を受講するときは、受講料の負担について勤務先にご相談ください。
- 同じ事業所等でケアマネジャーとして3か月以上続けて働くことが要件です。

補助対象研修

公益社団法人青森県介護支援専門員協会が実施する法定研修

- 介護支援専門員実務研修
- 介護支援専門員更新研修（実務経験者・1回目）
- 介護支援専門員更新研修（実務経験者・2回目以降）
- 介護支援専門員更新研修（実務未経験者）
- 介護支援専門員再研修
- 主任介護支援専門員研修
- 主任介護支援専門員更新研修

※指定教材代・交通費等は対象外です

補助の要件と申請の手続き

補助対象事業所

県内で次のサービスを提供する介護施設・事業所

居宅介護支援	介護予防支援	介護保険施設
地域密着型介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
小規模多機能型居宅介護	複合型サービス	認知症対応型共同生活介護

補助の要件

次の要件をすべて満たすことが必要です

研修受講者（ケアマネジャー）の要件

- ☐ 令和8年度の対象研修を修了していること
- ☐ ケアプラン作成を行う介護支援専門員等として、同じ事業所で、補助対象研修の最終日（ケアマネとして働き始めた日の方が遅い場合はその日）から3か月以上続けて働いていること
- ☐ 補助対象となる介護施設・事業所の運営法人に直接雇用されていること（常勤・非常勤は問いません）
- ☐ 受講料について、青森県以外の自治体等から補助を受けていないこと（教育訓練給付金を除く）

補助対象事業所（介護施設・事業所）・補助対象者（運営法人）の要件

- ☐ 運営法人が受講料の全部又は一部を負担していること（研修受講者が立て替えた場合は、本人への支払いを済ませていること）
- ☐ 受講料について、青森県以外の自治体等から補助を受けていないこと

※申請の時点では、3か月以上働く意思や受講料の支払予定があれば申請できます。要件は実績報告で確認します。

補助額の計算方法

運営法人の負担額（1人2万円まで）の合計 × 2分の1 ＝ 補助額

① 研修受講者ごとに、運営法人の負担額と補助基準額2万円を比べ、低い方の額を選びます。

② 選んだ額の合計に2分の1を掛けた額が補助額です（千円未満切り捨て）。

※運営法人の負担額は、受講料のうち運営法人が負担した額です（研修受講者が教育訓練給付金を受ける場合は、給付金を差し引いた残りのうち運営法人が負担した額）。寄附金等の収入がある場合は、その額を差し引き、補助率1/2をかけます。

計算例（令和8年度の受講料で試算）

Aさん　主任介護支援専門員更新研修
受講料37,000円を全額負担 → 上限の20,000円
Bさん　更新研修（実務経験者・1回目）
受講料34,000円の半額を負担 → 17,000円
（20,000円＋17,000円）× 1/2 ＝ 18,500円
補助額 18,000円（千円未満切り捨て）

申請から補助金の受け取りまで

①研修申込・受講料の負担 ▶ ②交付申請 ▶ ③交付決定 ▶ ④研修修了・要件達成 ▶ ⑤実績報告 ▶ ⑥請求・補助金の受領

② 交付申請

受付期間：令和8年11月16日（月）～令和9年1月15日（金）

提出書類：交付申請書（第1号様式）、所要額調書（第1号様式の別紙）、振込先口座の通帳の写し

⑤ 実績報告

期限：要件を全て満たした日から30日を経過した日又は令和9年4月15日のいずれか早い日

※この期限までに、研修の修了と3か月以上の継続就業が確認できることが必要です。

提出書類：実績報告書（第4号様式）、精算額調書（第4号様式の別紙1）、補助対象研修の修了を証明する書類の写し、証明書（第4号様式の別紙2・研修受講者の自筆署名要）、振込明細書等の写し、教育訓練給付金の額が分かる書類（受給した場合）

⑥ 請求

補助金の額の確定通知を受けた後、請求書（第5号様式）を提出してください。指定の口座に振り込みます。

※交付後に要件を満たさないことが判明した場合は返還していただきます。関係書類は交付年度の翌年度から5年間保存してください。

お問い合わせ・提出先

青森県 健康医療福祉部 高齢福祉保険課 介護保険グループ
〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
お問合せは下記フォームよりお願いします。
URL：https://forms.gle/KwnvRdFgYYA5aUyK7

申請様式等は県ホームページに掲載しています